

福島県やさしさマーク交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人にやさしいまちづくり条例（平成7年3月17日福島県条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、すべての人に配慮した公益的施設を設置し、又は管理する者に「福島県やさしさマーク」（以下「マーク」という。）を交付し、広く県民に公表することにより、すべての人の利用の便宜を図るとともに、すべての人に配慮した公益的施設の整備の促進を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 マーク交付対象施設は、人にやさしいまちづくり条例施行規則（平成7年福島県規則第52号。以下「規則」という。）第2条の規定によるものとする。この場合において、公益的施設は建築物に限るものとする（以下「建築物」という。）。

なお、建築物群が集合体として特定の目的に供されるときは、その目的に沿って一つの建築物とみなす。

(交付基準)

第3条 マークの交付基準（以下「基準」という。）は、条例第10条の規定によるものとする。

(交付対象者)

第4条 マークは、基準に適合する建築物を設置し、又は管理する者に交付する。

(交付の申請)

第5条 マークの交付を申請する者は、規則第9条第2項の規定によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類の提出は、規則第6条第1号及び第2号の規定によるものとする。

3 前2項の規定は、申請しようとする建築物の所在地を所管する保健福祉事務所又はいわき地方振興局に提出するものとする。

(審査)

第6条 知事は、前条の申請書を受理した場合、すみやかに基準に適合するかどうかを審査し、交付又は不交付の決定をするものとする。

2 知事は、審査に当たり、原則として、建築物の現地調査を実施するものとする。

(マークの交付)

第7条 マークは、規則第9条第1項の規定によるものとする。

2 知事は、前条により交付を決定した場合には、前項のマークを交付するものとする。

(不交付の決定通知)

第8条 知事は、第4条により不交付の決定をした場合は、申請者に理由を付して通知するものとする。

(マークの掲示)

第9条 マークの交付を受けた者(以下「交付を受けた者」という。)は、交付の対象となった建築物の入口等の見やすい場所にマークを掲示しなければならない。

(すべての人への配慮)

第10条 交付を受けた者は、すべての人に配慮した建築物の適正な維持管理に努めなければならない。

(マークの返還)

第11条 交付を受けた者は、交付対象建築物が基準を満たさなくなった場合、速やかにマークを知事に返還しなければならない。

(交付の取消)

第12条 知事は、次の一に該当すると認められるときは、交付を受けた者からマークを返還させることができる。

- (1) 交付対象建築物が基準を満たさなくなったと認められるとき。
- (2) 虚偽の申請等の不正の事実が判明したとき。
- (3) その他、知事が返還が適当と認めるとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。